

ホームケアまつかぜ（同行援護）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人輝城会が設置する「ホームケアまつかぜ」（以下、「事業所」という。）が行う同行援護に係る指定障害福祉サービス（以下、「指定同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定同行援護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の利用者が行動する際に必要な援助を適切に行うものとする。

- 2 指定同行援護の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定同行援護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 指定同行援護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）及びその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ホームケアまつかぜ
- （2）所在地 群馬県利根郡昭和村糸井1223番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤・サービス提供責任者兼務）
管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定同行援護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- （2）サービス提供責任者 介護福祉士 2名（常勤職員）
サービス提供責任者は、サービス計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する指定同行援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行う。
- （3）従業者 5名（常勤職員4名、非常勤職員1名）
従業者は、サービス計画に基づき、指定同行援護の提供に当たる。
- （4）事務職員 1名（常勤職員1名）
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 午前8時から午後5時までとする。
- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定同行援護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（うち視覚に障害を有する者で18歳未満のものを除く）

(指定同行援護の内容)

第7条 事業所が行うサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 同行援護計画の作成
- (2) 同行援護に関する内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (3) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定同行援護を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める費用の額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル未満ごとに50円とする。
- 4 前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沼田市、昭和村の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情解決）

第11条 事業所は、提供した指定同行援護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定同行援護に関し、法第48条の規定により群馬県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して群馬県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、群馬県知事又は市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- （1）採用時研修 採用後3カ月以内
- （2）継続研修 年2回

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定同行援護を提供した日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第14条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又はその他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

附 則

- この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年 8月10日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年11月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 5月 1日から施行する。
- この規定は、令和 6年 5月 1日から施行する。